『プレストレストコンクリート』

【論文投稿要領】

2024年4月

公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会 論文審査小委員会

【『プレストレストコンクリート』論文投稿要領】

1. 投稿資格

- 1.1 原稿は、プレストレストコンクリートに関する理論、実験、設計、計画などの独創的な研究、あるいは創意工夫に富んだ設計・施工の研究および報告であり、学術的かつ技術的に価値のあるものに限ります。著者は、本会会員、非会員を問いません。
- 1.2 原稿は、原則として未発表のものに限ります。ただし、次のものは既発表論文には該当しません。
 - (1) 講演会、研究発表会、シンポジウム、国際会議等で講演をするために、その概要または講演論文として発表されたもの(ただし、審査機関を設けて審査を行い、論文集などに発表されたものは除く)。
 - (2) すでに発表された論文を総合または再編成し、新たな知見等を加えてレベルアップしたもの。
 - (3) 大学の紀要、研究所報告等を総合または再編成し、論文としたもの。
 - (4) 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告を論文としたもの。

2. 投稿方法

2.1 申込み

論文は随時投稿を受け付けています。工学会トップページの会誌投稿申込みから論文を選択し、『投稿申込用紙』(ホームページよりダウンロード)の原稿区分を"論文"とし、『原稿表紙』(ホームページよりダウンロード)とともに必要事項を記入して、2.3 に示す原稿と同時に工学会論文審査小委員会宛に電子メールで申し込んでください。

2.2 原稿作成

【原稿執筆要領】にしたがってください。原稿は、日本語で頁数は 8~12 頁(図表・写真を含む)を標準とします。刷り上りは白黒となりますので、写真および図表の表示に配慮してください。原稿の1ページ目に英文による原稿要旨およびキーワードを記載してください。原稿要旨は 10 行(概ね 120 単語)以内とします。

また、図や写真の解像度に関する規定は設けておりませんが、A4サイズに印刷 した際に鮮明であることを確認してください。

2.3 原稿提出

原稿提出は、以下の書類の提出とします。原則、これらの書類を工学会論文審査小委員会宛に電子メールで提出してください。添付ファイルの最大容量は 5MB とします。最大容量を超える場合には、ファイル転送サービスなどをご利用の上、原稿を提出してください。原稿の受付は電子メールのみとします。

・投稿申込用紙(原稿概要は、登載決定後に和文概要として会誌に記載されます)

- · 原稿表紙
- ・完成原稿(原稿書式を用いたWordデータ)

送付先(論文審査小委員会メールアドレス):ronbun@jpci.or.jp

3. 原稿の審査

- 3.1 論文は、専門家に査読を依頼し、その結果に基づいて、工学会 論文審査小委員会 が本誌に掲載される原稿としてふさわしいかを判定し、著者に通知します。
- 3.2 論文審査小委員会は、査読に伴って見出された疑義や不明な事項について修正を求めることがあります。
- 3.3 修正を求められた原稿は、早めに修正、返送をお願いします。3 カ月以内に修正原稿が提出されない場合、審査を打ち切ります。
- 3.4 修正を行った原稿に対し、登載要件を満たしたと判断された時点で採用とします。

4. 登載および著者校正

- 4.1 採用された原稿は、編集委員会にて登載予定号が決定され、著者に通知します。
- 4.2 登載号発行の約3~4週間前に、著者校正をしていただきます。著者校正は1回限りです。校正での原稿内容の変更はできません。

5. その他

5.1 原稿受付日

原稿を添付したメールを受信した日とします。

5.2 著作権

本誌に登載が決定した時点で本学会へ著作権を譲渡していただきます。そのため、 学会誌に掲載された著作物の著作権(著作権法第 27 条、28 条に定める権利を含む) は、本学会に帰属することになります。「著作権譲渡書」(ホームページからダウ ンロード)に必要事項を記入して提出をお願いします。なお、著作権譲渡書には著 者全員の署名が必要です。

本学会は、著者自らが、著作物の全文または一部を複製、翻訳などで利用する場合は、その利用を妨げるものではありませんが、インターネットのホームページなどに全文を掲載する場合には、本学会への通知をお願いします。

なお、本学会が第三者より著作物の全文または一部の複製利用の申込みを受けた 場合には、特に不適切とみなされる場合を除いて本学会の判断で許諾できます。

特別な事情により著作権の譲渡に承諾できない場合や、一部制約がある場合には、その旨を書面にてご提出ください。

※ 著作権法第 27条, 第 28条

【翻訳権、翻案権等】

第27条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。(翻案とは、原文献をアブストラクトとして取扱うことを意味する。)

【二次的著作物の利用に関する原著作者の権利】

第28条 二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。二次的著作物に変わった場合においても、著作権は、もともとの著者にあることを意味します。(例えば、文献をCD-ROMにデジタル化した場合、CD-ROMは、パソコンを通してみることとなり、二次的な著作物となりますが、その著作権は、もともとの著者が所有していることを意味する。)

5.3 原稿料

論文は、原稿料を支払いません。

5.4 翻訳・転載上の注意

翻訳・転載箇所については、執筆者が著作権者・編集著作権者の了承を得たうえで、投稿願います。詳しくは、【原稿執筆要領】を参照してください。

※図・表・写真の掲載に関するご注意

図・表・写真にも、著作権が認められています。他稿から引用する場合は、その 出典を参考文献として明記するとともに投稿内容に著作権の侵害がないことを著者 ご自身で確認してください。また、WEBで閲覧可能な地図等にも転載できないも のがありますのでご注意ください。